

財務省所管独立行政法人の見直し当初案

見直し当初案の内容一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

酒類総合研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		財務省				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置(又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
酒類総合研究所	更なるスリム化は困難であるが、組織(研究)体制については、より効果的・効率的なものに見直す。 引き続き特定独立行政法人とする。	研究開発関係			・事務の一部の民間へ の移管等	・事務の重点化 ・事務の運営の適正化
		教育・指導・訓練関係				

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		酒類総合研究所			府省	財 務 省	
沿 革		明治３７年に、古くから伝統の技術のみに頼っていた当時の酒造方法を改良発展させるため、酒類の醸造技術を科学的に研究する機関として、前身である「醸造試験所」が大蔵省に設置された。 平成７年に、「国の行政機関等の移転について」（昭和６３年閣議決定）を受け、設立以来の所在地であった東京都北区滝野川から現在の東広島市に移転し、「醸造研究所」に名称を変更した。 平成１３年４月、独立行政法人制度の創設を受け、「酒類総合研究所」に名称を変更した。 独立行政法人化後も、国税庁の行政の一翼を担う機関として、酒類全般にわたり、原料から製造技術、品質・安全性の確保まで、また、基礎から応用開発までを総合的に研究・調査し、その成果を酒類業界のみならず、国民に対しても広く提供している。					
役員数（監事を除く。）及び職員数（平成17年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）		
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	５０人		
		２人	２人	一人			
国からの財政支出額の推移（13～18年度） (単位：百万円)	年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（要求）
	一般会計	1,366	1,280	1,309	1,196	1,193	1,357
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	1,366	1,280	1,309	1,196	1,193	1,357
	うち運営費交付金	1,366	1,280	1,309	1,196	1,193	1,305
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	52
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移（13～18年度） (単位：百万円)		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度（要求）
		1,394	1,354	1,400	1,291	1,280	1,438
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成16年度実績）		酒類総合研究所の業務の実績は、中期目標に照らして順調である。研究内容については、酒類に関する世界的にも類を見ない研究機関として実績を積み重ねてきている。醸造微生物、醸造関連酵素などをはじめとする研究業務全般において依然高いレベルにあり、基礎研究から産業現場までをカバーする独創的な研究を引き続き順調に実施している。特に清酒酵母や麹菌に関する研究では、我が国の伝統的な醸造技術に見られる優れた原理を遺伝子レベルで解明し、国際的にも高い水準の成果を出しており、今後、世界的に評価され得るポストゲノムの醸造研究をリードしていくことが期待されている。					

	業務運営の効率化については、中期目標の達成状況は引き続き順調である。 (1) 物件費の経費節減 業務に支障をきたさないように配慮しつつ、経費削減が行われている。物品調達への競争原理（入札）の積極的な導入等により、義務的経費を除く一般管理費の効率化率も13.5%と、すでに5年間の目標である10%を達成している。 一般管理費（光熱水料等）の効率化率 平成16年度目標指数 0.979 平成16年度実績指数 0.978 (2) 業務運営 理事長の裁量予算枠から前年度に評価が高かった研究課題に重点的に研究費を配布するなど、効果的な予算配分等を行っている。また、研究開発評価委員会の委員の改選に際し、国の科学技術政策及び民間の視点をより反映させるために委員数を増員し、評価体制を拡充している。 (3) 施設、機器等の効率的使用 機器等の専門取扱者を配置しているほか、大学などの他機関による施設・機器等の使用実績が増加しているなど、効率的な使用が図られている。 (4) 事務の効率的処理 事務等の外部委託については、契約の継続に当たって単価に物価変動を反映させるような見直しを行うとともに一般競争入札の対象を拡大するなど、引き続き努力している。
--	--

事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	酒類総合研究所	府省	財 務 省
事務及び事業名	研究開発関係 教育・指導・訓練関係		
事務及び事業の概要	・ 酒類及び酒類業に関する高度な分析及び鑑定、これらに伴う手法の開発 ・ 酒類の品質に関する評価 ・ 酒類及び酒類業に関する研究及び調査 ・ 研究等に関する成果の普及 ・ 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供 ・ 酒類及び酒類業に関する講習		
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	・ 事務の重点化 酒類及び酒類業に関する研究課題については、「安全性の確保」、「環境保全」及び「技術基盤の強化」の3分野に重点化する。 ・ 事務の一部の民間への移管等 民間資金を導入することが適当な研究・調査課題については、積極的に民間との共同研究化を促進する。また、単独で開催している鑑評会については、業界団体との共催を検討する。 ・ 事務の運営の適正化 酒類及び酒類業に関する研究の基盤となる分野別に構成している研究室制をより大きな部門制に再編する。		
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	・ 事務の重点化 酒類総合研究所は、酒類の原料から製造技術、品質・安全性の確保まで、また、基礎的研究から応用開発研究までと、酒類に関する分野を総合的に研究対象としている。これまで中期目標に沿って順調に実施され、成果も挙がっているところであるが、社会的ニーズに応じた内容を優先的に実施する観点から、研究課題を「安全性の確保」、「環境保全」、「技術基盤の強化」の3分野に重点化する。あわせて、研究区分を3区分から2区分に再編することにより、優先的に実施する必要がある特別研究課題に限られた資金及び人材を重点的に投入し、時宜を得た早期の研究成果の普及・技術移転を目指す。		

	・ 事務の一部の民間への移管等 酒類総合研究所の研究課題の中心となる基礎的・基盤的研究は、直ちに企業利益に結びつかない分野であり、また、酒類業界のほとんどは中小企業で占められており研究機関を有するのは一部の大手企業に限られていることから、引き続き国からの運営費交付金を中心とした運営にならざるを得ないが、民間資金を導入することが適当な研究課題については、積極的に民間との共同研究化を促進する。 また、酒類総合研究所が開催している鑑評会については、酒類総合研究所における酒類の全国的な品質調査として必要な事務であるが、可能なものは民間に移管するとの観点から、業界団体との共催を検討する。 ・ 事務の運営の適正化 酒類に関する研究の基盤となる分野別に少人数で構成している研究室（原料、微生物、プロセス工学等）を廃止し、より大きな部門制（基礎、応用開発等）に再編して、責任体制の適正化と資金及び人材の柔軟な再配分・再配置をさらに進める。 【事務の廃止等】 ・ 酒類総合研究所の研究課題の中心となる基礎的・基盤的研究は、直ちに企業利益に結びつかない分野であるため民間に委ねた場合には実施されないおそれが高く、また、酒類業界のほとんどは中小企業で占められており研究機関を有するのは一部の大手企業に限られていることを考慮すれば、酒類総合研究所が担う研究等及び講習の政策目的及びその必要性に変わりはなく、事務の廃止は適当でない。 ・ 研究等及び講習について、国税庁の行政目的に適う内容を酒類総合研究所に代わって実施できる民間等の機関は見当たらない。なお、民間、大学及び他の独立行政法人等の各研究機関とは、必要に応じて共同研究を実施することにより、それぞれの専門分野を活用した効果的・効率的な分担関係を構築している。
--	---

組織形態の見直しに係る当初案

法人名	酒類総合研究所	府省	財 務 省
組織形態に関する見直しに係る 具体的措置（又は見直しの方向 性）	更なるスリム化は困難であるが、組織（研究）体制については、より効果的・効率的なものに見直す。 引き続き特定独立行政法人とする。		
組織形態について上記措置を講 ずる理由	（廃止・民営化について） - 酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」を図るという任務を担当している国税庁の所掌事務の中で、酒類の分析・鑑定その他の技術的事項に関することを所掌している鑑定企画官の事務のうち、高度に技術的・科学的な部分を担っており、国税庁との密接な連携の下で、効果的かつ効率的に事務の運営を行っている。酒類総合研究所の事務は、国税庁の行政にとって不可欠なものであるため、廃止又は民営化は適当でない。 ① 酒類の高度な分析・鑑定及びその手法の開発は、原料・製造方法等による酒類の種類・品目ごとに異なる酒税の税率を決定するもので、酒税の適正かつ公平な賦課の実現のために不可欠な業務であり、民間に委ねることは適当でない。また、酒類の安全性確保のために必要な有害物質等の各種成分の分析・鑑定及びその手法の開発は、国が担うべきものである。 ② 酒類に関する研究・調査は、酒類に関する我が国唯一の総合的研究機関として、中小企業がほとんどを占める酒類業界の健全な発達、ひいては高品質・安全な酒類の提供を通じた国民（消費者）利益のために不可欠な業務である。酒総研が行う基礎的・基盤的研究は直ちに企業利益に結びつかないため民間では実施されないおそれが高く、また、有害成分の解明や予防策などの安全性に関する研究は国が担うべきものである。 ③ 酒造技術者等を養成するための講習は、杜氏の減少、酒類製造技術者の後継難等に対応するために不可欠な業務であり、また、民間等に同レベルの講習を実施できる機関は見当たらない。 （組織の大幅なスリム化について） - 酒類総合研究所は、従来から限られた人員で効果的かつ効率的な運営を図っており、更なる組織のスリム化は事務運営に支障が生ずるおそれがある。		

	・ 限られた人員で更に効果的・効率的な運営とするため、組織の部門制への再編などを実施する。 (特定独立行政法人について) ・ 酒類総合研究所は、国税局の現場で課税事務と製造技術指導（酒類総合研究所の研究成果の普及を含む。）を担当する鑑定官の能力の向上と「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」のための事務を担い、国税庁との密接な連携の下で人事異動も含め、実質的に一体的な運営を行っている。その職員は国税庁職員と同等の公平性、中立性が特に強く求められる。そのため、引き続き特定独立行政法人とすることが適当である。 ※ 国税庁と酒類総合研究所との一体的な運営について ・ 国税局の現場で必要な分析・鑑定や酒造業者への製造技術指導は国税局鑑定官室が行うが、酒類総合研究所は、その分析・鑑定手法の開発や、研究等の成果を踏まえた製造技術指導のための情報提供を行うとともに、国税局鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定を行うなど、密接に連携している。 ・ 酒税法は、原料及び製造方法等によって酒類を分類し、それぞれに適用税率を規定している。酒税の賦課のための分析・鑑定は、例えば、ビール、発泡酒及びビール風味のアルコール飲料など原料・製造方法及び適用税率が一見して明確でない酒類の場合に実施する。その判定は、調査等によって得られた取引情報や、必要性を判断しながら実施した各種成分の分析結果を基に、酒類に関連する幅広い知見を活用して総合的に行うものである。その知見は、国税局鑑定官室で行っている酒造メーカーへの臨場調査等や酒類総合研究所で行っている研究の過程で蓄積される。 ・ 酒類総合研究所は、安全性が懸念されている化学物質の分析法・低減法等を開発し業界に提供するとともに、国税局鑑定官室を通じて個別に普及を図っている。
--	--